

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

科学的介護情報システム（LIFE）の
令和4年度 ADL 維持等加算算定ツール
の不具合について

計2枚（本紙を除く）

Vol.1 0 6 9

令和4年4月21日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3965)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 21 日

各 都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

科学的介護情報システム（LIFE）の
令和 4 年度 ADL 維持等加算算定ツールの不具合について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

本年 3 月 31 日に、科学的介護情報システム（LIFE）の令和 4 年度 ADL 維持等加算算定ツールをリリースしたところですが、今般、当該ツールについて、特定の操作を行ったときに不具合が見られる等の事象が確認されました。

つきましては、令和 4 年度における ADL 維持等加算の算定に係る対応について、下記のとおりお知らせいたしますので、内容についてご了知いただくとともに、管内市町村、介護サービス事業所及び関係団体等への周知をお願いいたします。

記

1. 確認されている事象

ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の令和 4 年 4 月からの算定については、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月を評価対象期間として、令和 4 年 4 月末日までに ADL 利得に係る基準を満たすことを確認することとしています。

今般、一部の事業所において、当該ツールを使用した時に、

- ①「対象外とする理由（必須）」について、入力した内容が消える
 - ②「初月」「6 月後」に適切な引用入力がされない
- という事象が発生することを確認しました。

2. 事象を踏まえた対応について

①の事象については、システムの不具合により発生しており、4 月 14 日（木）の LIFE のアップデートにより、対応を行いました。

②の事象については、介護ソフトから csv ファイルを取り込む際の外部システム管理番号の設定等により発生しており、令和 3 年 4 月から令和 4 年 3

月までを評価対象期間として、令和4年4月から ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合について、以下の取扱いとします。

- 適切な引用入力されず、当該ツールを用いて ADL 利得を計算できない場合については、今月中に LIFE ホームページで、計算用ツール（エクセルファイル）を配布しますので、お手数おかけしますが、計算用ツールを用いて ADL 利得に係る基準を満たすかの確認をお願いします。
- なお、介護ソフトから csv ファイルを出力し、LIFE にインポートした際に、過去の入力内容が消去される事象が発生する場合には、csv ファイルの外部システム管理番号に起因した事象と考えられますので、事業所での対応が可能な場合には、加工した csv ファイルを用いることで、上書きされたデータを改めて取り込むことも可能です。

3. その他

令和5年4月以降の算定のために、評価対象期間を令和4年4月以降とする場合には、引き続き、「様式管理情報」の「ADL 維持等」の様式の入力が必要となります。

なお、1. の事象に伴い、LIFE へのデータ提出が困難となった場合については、「令和3年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 3）（令和3年3月26日）」問16における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、ADL 維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定することは可能であることを申し添えます。